

愛知県河川協力団体を募集します！

○ 河川協力団体制度とは

平成 25 年の河川法改正に伴い、「河川協力団体制度」が創設されました。

この制度は、自発的に河川の維持、環境の保全などの管理につながる活動を行う法人または団体（NPO等）を支援し、河川管理者と連携した地域に根ざした活動を推進していくものです。



1. 対象となる区間

愛知県が管理する一級河川及び二級河川

2. 対象となる活動内容

- (1) 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- (2) 河川の管理に関する情報又は資料の収集、及び提供
- (3) 河川の管理に関する調査研究
- (4) 河川の管理に関する知識の普及、及び啓発
- (5) 上記活動に準ずる活動、及び附帯する活動



ビオトープの整備



外来種調査

3. 「河川協力団体」の指定によるメリット

- (1) 河川管理者から必要な情報提供、助言が受けられます。
- (2) 社会的信用度の向上により円滑な活動が期待できます。
- (3) 活動するために必要となる河川法上の許可申請等を簡素化することができます。

4. 応募方法について

「愛知県河川協力団体募集要項」をご確認の上、河川協力団体指定申請書を提出して下さい。

・申請書の提出先

希望する活動を行う区間を管轄する建設事務所（申請先一覧表を参照下さい）

詳しくは愛知県河川課の Web ページをご確認下さい。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/kasenkyouryoku.html>

（お問い合わせ先）愛知県河川課環境・海岸グループ TEL:052-954-6556